

離婚届 記入例

現在、届書への押印義務は廃止されています。
届書に「印」という欄がありますが、押印しなくても結構です。
また、令和6年3月1日から戸籍謄本は添付不要となりました。

●【協議離婚（裁判所を介さない離婚）の場合には、必ず18歳以上の証人2名が必要です】

署名欄は証人本人にそれぞれ自署してもらうてください。
証人欄の内容に誤りがある場合、離婚届が受理できない場合があります。

特に、本籍の記載に誤りが多いので
ご注意ください！

※本籍がどこか曖昧な場合には、本籍を表示した住民票を取得するなどして確認をした上で記入していただいでください。

なお、本籍または住所のいずれかが会津若松市にある証人の場合、審査時間が短縮できます。

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名 （※押印は任意）	乙谷 孝助 印	丁川 竹子 印
生年月日	昭和24年 4月14日	昭和28年 6月 8日
住所	東京都中野区野方 1丁目34番1号	東京都世田谷区若林 4丁目31番1号
本籍	東京都杉並区清水町 一丁目52番	東京都世田谷区若林 四丁目31番

●【離婚後の氏（姓）について】

婚姻時に氏（姓）を変えた方は離婚に際し、旧姓に戻るか、婚姻中の氏をそのまま使うかを選択します。
どちらを選択するかによって、届書の記載方法が異なりますのでご注意ください。

旧姓に戻すときはこの欄に記入

旧姓に戻す場合、次の①②のどちらかを選択し、記入してください。

①「もとの戸籍にもどる」にチェック☑
→婚姻前に在籍していた戸籍の本籍と筆頭者を記入してください。
（ただし婚姻前の戸籍が除籍となっている場合には、次の②を選択してください。）

②「新しい戸籍をつくる」にチェック☑
・本籍→新しい本籍を記入してください。
（国内であれば自由に決めることができます。）
・筆頭者→旧姓に戻した自分の氏名を記入してください。

※現在の氏をそのまま使うときは、この欄は空欄のままとしてください。

現在の氏をそのまま使うときはこの届書に記入

※婚姻中の氏をそのまま使うときはこちらの「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」を離婚届と同時か3か月以内に提出してください。

※記載内容に修正の必要が生じた場合、本人（夫妻のうち、婚姻時に氏が変わった方）しか修正できないのでご注意ください。

離婚届

令和 7年 5月 26日届出

福島県会津若松市 長 殿

受理 第 号	令和 年 月 日	発送 第 号	令和 年 月 日	長 印		
送付 第 号	令和 年 月 日					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知
（よみかた） 氏 名	夫 こうの 氏	よしとろう 名	妻 こうの 氏	うめこ 名		
生 年 月 日	昭和 40 年 6 月 23 日	昭和 44 年 10 月 5 日				
住 所 （住民登録をしているところ） （よみかた）	東京都杉並区清水町 1丁目283番地	京都市北区小山初音町 18番10号 コーポ初音3号室				
本 籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	東京都千代田区平河町一丁目4番地	筆頭者の氏名 甲野 義太郎				
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 甲野 幸雄 母 丙山 松子	続き柄 長 男	妻の父 乙野 忠治 母 乙野 春子	続き柄 二 女		
（本記の養父母以外にも養父母がいる場合はその他欄に書いてください）	養父 甲野 雪	続き柄 養子	養父 養母	続き柄 養女		
離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判		☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決			
婚姻前の氏に	☐ 夫 は ☒ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☐ 新しい戸籍をつくる					
もどる者の本籍	京都市北区小山初音町18番地		（よみかた）おつの ちゅうじ 筆頭者の氏名 乙野 忠治			
未成年の子の氏 名	夫が親権を行う子 平成9 年 8 月 から 平成28 年 8 月 まで （同居を始めたとき）（別居したとき）		妻が親権を行う子 甲野 啓太郎			
同居の期間	（同居を始めたとき）（別居したとき）					
別居する前の住 所	東京都杉並区清水町一丁目283番地					
別居する前の世帯のおもな仕事と	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員 数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☒ 4.3にあってはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5.1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年・・・ 年・・・の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業 02 妻の職業 05					
夫妻の職業						
その他						
届出人署名 （※押印は任意）	夫 甲野 義太郎 印	妻 甲野 梅子 印				

氏名は、夫妻とも婚姻中の氏で記入してください。
日本国籍の方は生年月日を和暦で記入してください。

住所にアパート名やお部屋番号などが含まれる場合、それも全てお書きください。

●【離婚届と同時に住所を変更する方】

・会津若松市内で転居する場合
→新しい住所を記入してください

・市外から会津若松市へ転入する場合
→新しい住所を記入してください
+事前の転出手続きが必要
（詳しくは表面の1.必要書類および事前手続きの確認の※3をご覧ください）

・会津若松市から市外へ転出する場合
→現在の住所を記入してください

※いずれの場合も別途住所変更の手続きも必要です
のでご相談ください。

令和7年5月26日から世帯主の記載は不要となります。

父母が亡くなっている場合、離婚などにより父母の氏などが異なっている場合は、現在の氏名をお書きください。

●【夫妻に未成年の子どもがいる場合】

18歳未満の子がいる場合は、親権を行う方の欄に必ず子の氏名を記入してください。
複数のお子さんを記入する場合も全員フルネームで記入ください。

※注意事項
【離婚後の子どもの戸籍について】

子の戸籍には、離婚により定めた親権者が記載されますが、子の戸籍が親権者の戸籍に移るということはありません。
親権者の戸籍が子の戸籍と異なる場合に、子を親権者の戸籍に入籍させたい場合は、離婚成立後に家庭裁判所の許可を受けた上で入籍届の手続きが必要となります。
詳しくは離婚届出の際にご相談ください。

協議離婚の場合は、届書の提出に来られるのが
夫妻どちらか一方のみである場合であっても、
必ず夫妻それぞれの署名が必要です。
なお、婚姻中の氏で記入してください。

日中連絡のつく電話番号を
記入してください。

連絡先	電話 090 (1234) 5678
	自宅・勤務先[]・携帯